

幼稚園設置基準の見直しについて (学級編制基準の引下げ)

1. 経緯

子供一人一人の置かれた状況や発達の特性等に応じ、行き届いた教育を推進するための環境整備が必要であることから、幼稚園における学級編制の基準の見直しを行うことについて、第 147 回初中分科会において検討状況を報告し、以下のとおりご意見をいただいたところ。

- ・小中学校の定数改善と合わせて時宜を得たものである。今般の環境改善を含め、小学校教育との円滑な接続など、幼児教育の重要性が関係者すべてにおいて十分に認識されることが必要
- ・基準の引き下げが保育の実践の質につながるよう考えていくべき
- ・学級編制基準を引き下げても、園舎や運動場の面積基準は維持すべき
- ・私立幼稚園など、経営の部分で影響が出ることについての課題を考えるべき
- ・国際的な標準や、子供一人に対する配置なども考慮し、さらに取組を進めるべき等

これらのご指摘を踏まえつつ、文部科学省において検討を進め、令和 7 年 12 月より 1 カ月間、「幼稚園設置基準の一部を改正する省令案」に関するパブリック・コメントを実施した。それらの結果も踏まえ、以下のとおり改正を行う。

2. 改正内容

学級編制の基準を、原則 35 人以下から原則 30 人以下に引き下げる。
施行期日は令和 8 年 4 月 1 日とし、令和 14 年 3 月 31 日までは従前によることができるとする経過措置を設ける。

(参考) 学級編制基準の引下げに伴い生じ得る影響への対応について

文部科学省が令和 6 年度に実施した実態調査によると、幼稚園設置基準における学級編制基準を引き下げた場合、各園において教諭の人材確保や園舎の増築・改修などを行わなければならない園の割合は、回答のあった園全体の 3.8% であった。

こうした結果も踏まえ、当該園が円滑に対応することができるよう、上記のとおり 6 年間の経過措置を設けるとともに、必要な施設整備や人材確保等について、国としても必要な支援を行う（別紙参照）。

【参考 1】幼稚園の学級規模の現状

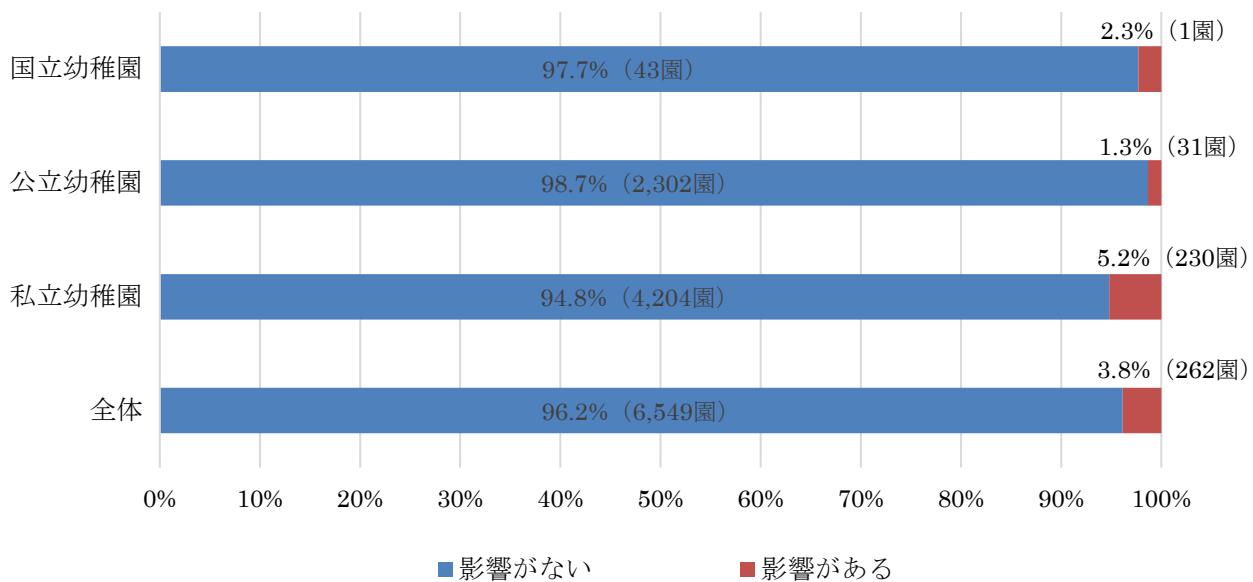
●令和 6 年度 幼稚園（学級数・割合） ※学校基本調査より

	計	1～15人	16～20人	21～25人	26～30人	31～35人	36～40人
私立	34,225	8,693	8,629	9,337	5,843	1,629	89
	100%	25.4%	25.2%	27.3%	17.1%	4.8%	0.3%
公立	6,273	3,849	1,331	727	300	62	2
	100%	61.4%	21.2%	11.6%	4.8%	1.0%	0.0%
国立	211	59	60	55	34	3	0
	100%	28.0%	28.4%	26.1%	16.1%	1.4%	0.0%
計	40,709	12,601	10,020	10,119	6,177	1,694	91
	100%	31.0%	24.6%	24.9%	15.2%	4.2%	0.2%

※0人の学級を除く

※新制度幼稚園、未移行幼稚園の双方。（内訳不明）

【参考 2】学級編制基準の引下げにより影響があると回答した園※の割合



※「影響があると回答した園」とは、幼児教育課で実施した調査において、基準の引下げに伴い、新たな教諭の人材確保や園舎の改修等の対応が生じると回答した園をいう
※幼児教育課調べ

- ・令和 6 年 7 月 19 日～8 月 9 日調査実施
- ・回答園数（回収率）：国立 44 園（89.8%）、公立 2,333 園（85.0%）、私立 4,434 園（73.4%）
- ・主な調査項目：現在の学級規模、30 人以下に引き下げた場合の影響、対応に必要と考えられる期間、懸念事項等



私立幼稚園施設設備整備補助金

令和8年度予算額（案）
（前年度予算額）

4.4億円
4.5億円）

現状・課題・事業内容

○ 緊急の課題となつている国土強靭化の取組を推進する園舎や外壁等の非構造部材の耐震対策、こどもの命を守る防犯対策、省エネルギーの推進に向けた工コ改修、バリアフリー化等の施設整備に要する経費を支援する。

- 1 耐震補強** …… 耐震補強、非構造部材の耐震対策、耐震診断、防災機能強化
- 2a 防犯対策** …… 門・フェンス・防犯監視システム等の設置
- 2b 特別防犯対策** …… 防犯カメラ・オートロックシステム・非常通報装置等を含めた防犯対策整備
(R5～：補助率の嵩上げ1/3→1/2をR10まで延長)
- 3 新築・増築・改築** …… 新築、増築、耐震改築、その他の危険建物の改築
- 4 アスベスト等対策** …… 吹き付けアスベストの除去等
- 5 屋外教育環境整備** …… アスレチック遊具、屋外ステージ、防音壁等の整備
- 6 工コ改修** …… 太陽光発電、省エネ型設備等の設置・改修
- 7 内部改修** …… 預かり保育、学級編制基準見直し（1学級35人→30人）
園舎の整備（多様な学びのための間仕切り設置、空調整備等）
- 8 バリアフリー化** …… スロープの設置、トイレのバリアフリー化等の整備



対象校種	私立の幼稚園	国1/3、事業者2/3 ※地震による倒壊等の危険性が高い施設の耐震補強 特別防犯対策
実施主体	事業者（学校設置者）	
事業開始年度	昭和42年度～	対象経費 工事費、実施設計費、耐震診断費 等

※耐震補強、特別防犯対策、増築・改築の一部、工コ改修及び内部改修の一部については令和7年度補正予算に計上

担当：初等中等教育局幼児教育課

私立高等学校等経常費助成費等補助

背景説明

私立高等学校等は、多様な人材育成や特色ある教育を行うことにより、我が国の学校教育の発展に大きく貢献している。私立高等学校等が我が国の中等中等教育に果たしている役割の重要性に鑑み、都道府県による経常的経費への助成を支援する必要がある。

事業内容

- 私立高等学校等の教育条件の維持向上や学校経営の健全性の向上等を図ることにより、私立高等学校等の健全な発展に資するとともに、私立高等学校等における多様な人材育成や特色ある教育を充実する。

目的・目標



私立高等学校等経常費助成費補助

●一般補助 837億円（833億円）

都道府県が、私立の高等学校、中学校、小学校及び幼稚園等の経常的経費について助成する場合、国が都道府県に対してその助成額の一部を補助。

- 物価上昇等への対応、私立学校における教育の高度化等に必要な**幼児児童生徒 1人当たり単価の増額**
- 幼稚園教諭等の継続的な質上げ及び**幼児教育の質の向上のための処遇改善**に対する支援を引き続き実施

●特別補助 136億円（137億円）

教育改革推進特別経費 <55億円>

都道府県が、私立学校の特色ある取組等に助成を行う場合、国が都道府県に対してその助成額の一部を補助。

- ①**教育の質の向上を図る学校支援経費の充実**（次世代を担う人材育成の促進、外国人入学生の受入れのための環境整備、ICT教育環境の整備、教育相談体制の整備、安全確保の推進、**特別支援教育にかかる活動の充実**、教員業務支援員の配置等）<19億円>
②**子育て支援推進経費**（預かり保育推進事業、幼稚園の子育て支援活動の推進）<36億円>

幼稚園等特別支援教育経費 <78億円>

都道府県が、特別な支援が必要な児童が1人以上就園している私立の幼稚園等に特別な助成を行う場合、国が都道府県に対してその助成額の一部を補助。

授業料減免事業等支援特別経費 <2億円>

私立の小中学校等が、家計急変等の経済的理由から授業料の納付が困難となった児童生徒に対し授業料減免措置を行い、都道府県がその減免額に助成を行つ場合、国が都道府県に対してその助成額の一部を補助。

過疎高等学校特別経費 <1.5億円>

都道府県が、過疎地域に所在する私立高等学校の経常的経費に助成を行う場合、国が都道府県に対してその助成額の一部を補助。

私立高等学校等経常費補助

●特定教育方法支援事業 34億円（33億円）

特別支援学校等に対して、国がその教育の推進に必要な経費の一部を補助。

※子ども・子育て支援制度移行分を含む。
※単位未満四捨五入のため、計が一致しない場合がある。
※（ ）（は前年度予算額

公定価格（施設型給付）の概要

- 子ども・子育て支援新制度（H27.4～）では、認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の給付である「施設型給付」により、市町村の確認を受けた施設・事業の利用に当たって、財政支援を保障している。
- 施設型給付費の基本構造は、「内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」（公定価格）から「政令で定める額を限度として市町村が定める額」（利用者負担額）を控除した額とされる。
- 公定価格は、施設の種別や定員、所在する地域、子どもの認定区分（1号：3歳以上で保育の必要なし、2号：3歳以上で保育の必要あり、3号：0～2歳で保育の必要あり）、年齢に応じて、教育・保育に通常要する費用の額※を勘案して、子ども1人当たりの単価として、設定している。
※人件費・事業費・管理費について対象となる費目を積み上げ。
- 子ども一人当たりの単価は、共通して適用される「基本分単価」に加え、要件を満たした場合に適用される「加算」・「減算」の仕組みがある。

○ 子ども・子育て支援新制度（H27.4～）では、認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の給付である「施設型給付」により、市町村の確認を受けた施設・事業の利用に当たって、財政支援を保障している。

○ 施設型給付費の基本構造は、「内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」（公定価格）から「政令で定める額を限度として市町村が定める額」（利用者負担額）を控除した額とされる。

○ 公定価格は、施設の種別や定員、所在する地域、子どもの認定区分（1号：3歳以上で保育の必要なし、2号：3歳以上で保育の必要あり、3号：0～2歳で保育の必要あり）、年齢に応じて、教育・保育に通常要する費用の額※を勘案して、子ども1人当たりの単価として、設定している。
※人件費・事業費・管理費について対象となる費目を積み上げ。

○ 子ども一人当たりの単価は、共通して適用される「基本分単価」に加え、要件を満たした場合に適用される「加算」・「減算」の仕組みがある。

【イメージ】

〈幼稚園（1号）の例〉

※基本分については平成27年度、
加算については令和6年度から措置。

